

年金総合リサーチセンター 主任研究員 中嶋 邦夫
 (03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp
http://www.nli-research.co.jp/company/insurance/kunio_nakashima.html

1 —— 先月までの動き

4月に開催された年金事業管理部会では、「平成26年度の業務実績評価基準(案)」「平成27年度計画」等が説明されました。平成27年度の業務運営については、内部統制システムの確立と事務処理誤り防止の徹底、年金記録問題への対応など様々な事項について計画的に取り組むとしています。

○4月17日 社会保障審議会 年金事業管理部会(第9回)
 テーマ 日本年金機構の平成26年度の業務実績に関する評価基準(案)について ほか
 URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000083019.html> (配布資料)

2 —— ポイント解説: 次期年金改革の行方

各種報道では、2月下旬に自民党の年金に関するプロジェクトチームが年金制度改革の方向性を了承し、厚生労働省が法案作成を進めると報じられていましたが、現時点で法案は国会に提出されていません。本稿では、過去の年金制度改革の経過を振り返った上で、次期年金改革について考えます。

1 | 年金改革の時期: もはや「5年ごと」ではない

1954年の厚生年金保険法全面改正以来、少なくとも5年に1度は年金財政の状態が確認され、法改正を経て保険料が改定されてきました。保険料改定にあわせて制度改正も行われたため、「年金改革は5年ごと」と思われているかも知れません。

しかし2004年改正以降は状況が変わっています。財政状態の確認が少なくとも5年に1度行われるのは変わりませんが、保険料計画の見直しが不要

図表1 これまでの公的年金改革

1954年	厚生年金保険法の全面改正
1959年	国民年金法制定(1961年全面施行)
1965年	「1万円年金」(標準的年金額を月1万円に引上げ)
1969年	「2万円年金」
1973年	「5万円年金」、賃金・物価スライド導入
1976年	「9万円年金」
1980年	「13万円年金」
1985年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
1990年	被用者年金制度間の費用負担調整
1994年	厚生年金(定額部分)開始年齢の引上げ等
2000年	厚生年金(報酬比例部分)開始年齢引上げ等
2004年	保険料水準固定とマクロ経済スライドの導入等
2009年	基礎年金国庫負担1/2化への財源確保
2012年	被用者年金制度の一元化、特例水準廃止等

(資料) 各種資料より筆者作成。以下同じ。

になったため*1法改正が必須ではなくなりました。

このため2009年改正では、2008年4月から同年11月まで社会保障審議会年金部会で議論が進められ中間意見整理が行われたものの、その内容は法案化に至りませんでした*2。また2012年には、約5年に1度の財政状態確認とは関係なく、社会保障・税一体改革の一環として年金改革が行われました。

2 | 次期年金改革：「急ぎ」の案件がない？

各種報道によると、次期年金改革で想定される項目は図表3のとおりです。政府与党間の調整を経て、今年1月に年金部会がまとめた意見書よりも絞り込まれていますが、それでも法案化されていません。この背景には統一地方選挙や他の法案審議などへの配慮が考えられますが、それに加えて今回の改正事項が急を要しないと思われる懸念もあります。図表3のうち、年金財政健全化に関連するのはマクロ経済スライドの特例の見直しや賃金スライドの徹底ですが、それらの見直しの対象となるのはデフレや賃金下落などの場合に限られるからです。

しかし、対象となる場合が限定的だからといって、議論を先送りにするのは不適切でしょう。これらの見直しは、将来世代へのツケを減らす代わりに先輩世代に痛みを強いる内容です。早めしっかりと議論して、国民の理解や納得を得る必要があるでしょう。

図表2 2004年改正以降の年金改革の経過

◆2004年改正

2003年09月	年金部会が意見書を取りまとめ
2004年02月	改正法案が国会提出
2004年04月	改正法案が審議入り
2004年06月	改正法案が成立

◆2009年改正

(2008年11月	年金部会が中間意見整理を取りまとめ)
2009年01月	改正法案が国会提出
2009年04月	改正法案が審議入り
2009年06月	改正法案が成立(衆議院で再議決)

※年金部会の中間意見整理と改正法案に直接の関係はない。

◆2012年改正

2011年12月	年金部会がこれまでの意見を整理
2012年1-2月	年金部会が追加的な議論
2012年2-4月	改正法案が国会提出
2012年05月	改正法案(年金機能強化等)が審議入り
2012年06月	改正法案(年金機能強化等)が修正
2012年08月	改正法案(年金機能強化等)が成立
2012年09月	改正法案(特例水準解消等)が審議入り
2012年11月	改正法案(特例水準解消等)が成立

図表3 次期年金改革で想定される改正事項

年金財政の健全化を通じた、将来世代の給付低下の抑制

- ・ 低インフレやデフレ時のマクロ経済スライド特例の見直し
- ・ 賃金下落時の賃金スライドの徹底

労働参加の促進と、それを通じた個人の年金水準の確保

- ・ 労使合意に基づくパート労働者の厚生年金加入

次世代育成支援

- ・ 産前産後期間の国民年金保険料免除

無年金や低年金の防止

- ・ 国民年金保険料の特例的後納制度(10年遡及)の延長

※見送り: 基礎年金算定期間の延長(40→45年)

*1 2004年改正で、2017年までは保険料(率)を引上げ、それ以降は一定水準に固定することが法定された。

*2 年金部会の中間意見整理には、低年金者対策や基礎年金の受給資格期間の見直し、国民年金の適用年齢の見直しなど幅広い項目が盛り込まれていたが、2009年の改正法案には基礎年金国庫負担1/2化関連(財源措置など)だけが盛り込まれた。